



情報(第132号)



令和3年8月20日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

育児・介護休業制度その 8

続けてきた育児・介護休業制度の最終回として、年次有給休暇や給与の取扱い等、その他事項について解説します。



1 年次有給休暇

年次有給休暇は、採用日から起算して 6 か月を超えて勤務する日に 10 日、その後、継続勤務 1 年ごとに 10 日以上を付与していきます（6 年以上では 20 日）。

そして、継続勤務した期間を 6 か月経過日から 1 年ごとに区分した各期間において、出勤日数が全労働日の 8 割以上（出勤日÷全労働日 \geq 80%）であることが必要となります。この場合、育児休業日、介護休業日は出勤日に含めず（他に、業務上の傷病による休業日、産前産後休業日、年次有給休暇取得日、労働者の責に帰すべき事由ではない不就業日も出勤日に含めます）。

2 給与等の取扱い

雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約するもので（民法第 623 条）、「労働に従事すること」と「報酬を与えること」が対価関係にあり、労働に従事していない以上賃金は発生しません（ノーワークノーペイの原則）。

育児介護休業において、就業規則に支給すると定めることは可能ですが、中小企業では無給となるのが通常です。賞与等について以下のとおりです。

(1) 賞与

その算定対象期間に育児介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する必要があります。換言すると、休業期間を超えて働かなかったものとして取り扱うことは、禁止されている「不利益な算定」に該当します。

(2) 定期昇給

休業期間を超える一定期間昇進・昇格の選考対象としない人事評価制度とすることは、昇進・昇格の人事考課において禁止されている不利益な評価を行うことに該当します。

育児介護休業の期間中は、定期昇給は行わず、育児介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させることは許されます。

(3) 退職金

この算定に当たって、休業期間を勤続年数に算定しないことは、許されます。しかし、長く勤続していただくことを想定し、当法人のご案内する規程では、育児介護休業期間は、勤務したものとみなして勤続年数に計算することで規定化しています。

3 介護休業期間中の社会保険料の取扱い

前項では、育児介護休業に共通です。決定的に異なるのは、休業期間中の社会保

険料の取扱いで、育児では免除されるのに対して、介護では免除されません。

したがって、介護休業により無給となる月の社会保険料（健康保険料・厚生年金保険法）の被保険者負担分（1/2）は、一旦、会社が立替納付し、それを労働者に請求して、労働者が会社指定日までに支払う必要があります。会社が立替する前に支払いを求めることは、保険料の法定納期限前に支払いを求めることになり、適当ではありません。

また、面倒くさいと、会社がこの立替部分を請求しないとすると、労働者が本来負担すべき義務を免れることになって、その部分は賃金にみなすとの解釈になりますから注意が必要です（所得税、個人住民税等についても同様）。

【社会保険料の立替と請求】



4 社会保険料の控除と納付

社会保険料の控除方法が誤っていることが多くみられ、この機会にその適正な取扱いを解説しておきます。

社会保険料の納付義務は事業主が負っていることから、その義務履行のために事業主は、被保険者に対する給与から被保険者の負担すべき「前月分」の標準報酬月額に係る保険料を控除する権利を有します。控除できるのは、前月分であって当月分ではありません。例を上げると、8月給与日から控除できるのは、7月分の保険料です。

そして、日本年金機構では、8月に7月分保険料を請求しますから（納入告知と呼びます）、事業主が控除した額と事業主負担額とを足すと、告知額と合致しなければなりません（円未満の端数分差額は生じます）。

帳簿上、8月給与日に労働者からの保険料控除による預り金が発生し、月末にはそれを納付しますから、預り金が消滅し、それを毎月繰り返すこととなります。

労働者からの保険料控除額を倍して、告知額と合致しているか確認しましょう。

5 賞与での社会保険料控除

賞与支給では、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料額を当該賞与から控除でき、その請求は翌月ですから、預り金が給与より長く発生します。

当法人では就業規則（育児介護休業規程）改定のご相談・作成を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>